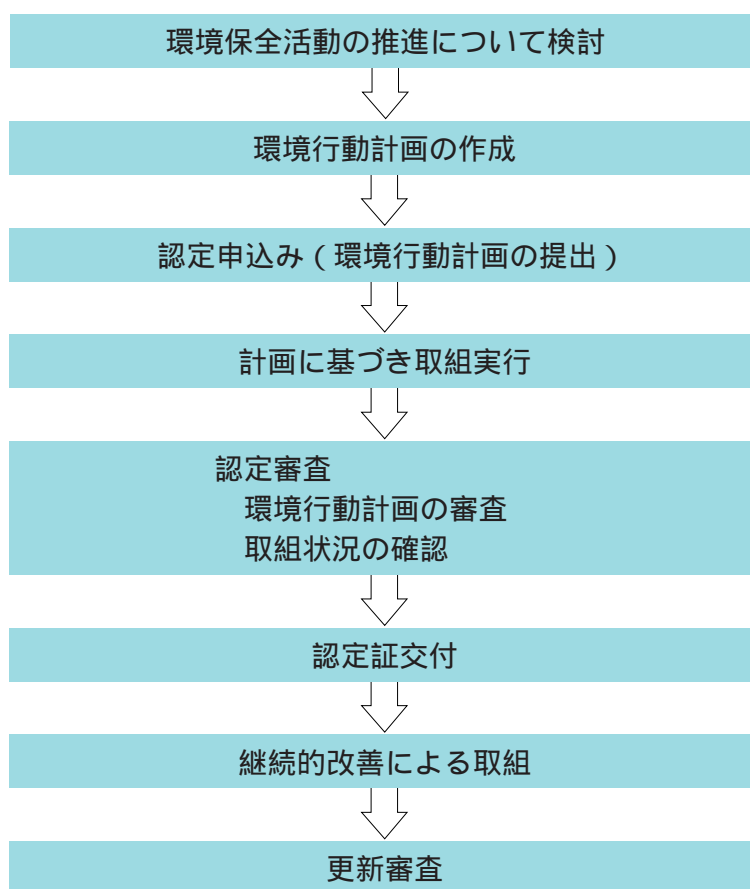


## 第8章 認定制度

本指針に基づき環境行動計画を作成し、積極的に環境保全活動に取り組んでいる学校は、県の認定を受けることができます。

認定を受けようとする学校は、別に定める認定実施要領に基づき、指定の申込用紙に必要な事項を記載し、作成した環境行動計画等を添付して県に提出します。認定フローは次のとおりです。

### 認定フロー



認定の審査は、提出された環境行動計画の内容のチェックを中心に実施し、さらに学校での取組状況を現場確認します。審査の項目・内容は、本指針に基づき環境行動計画を作成し、教職員及び児童・生徒が役割を分担して学校全体で環境保全活動に取り組み、定期的にその結果の評価・見直しを実施していることがポイントとなります。具体的には次表のとおりです。

審査に合格した学校には、認定証が交付されます。認定証の有効期間は3年間です。

また、県では認定した学校を環境保全に配慮して行動している学校として、インターネット等を通じて広く公表します。

## 審査の項目・内容

### < 必須項目 >

環境負荷を把握すべき項目（二酸化炭素排出量、ごみ排出量、資源利用量）について、その量を把握しているか。

認定を受けるためには、二酸化炭素排出量、ごみ排出量、資源利用量の3つの項目について、その量を把握していることが必要です。

環境負荷の削減目標が設定されているか。

各学校で把握した環境負荷項目について、それぞれの削減目標値を設定していることが必要です。

設定した目標を達成するための具体的な活動内容について記載があるか。

目標達成に向けた、児童・生徒、教職員それぞれの環境保全に関する活動内容が記載されていることが必要です。

誰が何をするのか、役割と責任を決めているか。

第6章でも述べたように、学校で環境保全活動を推進していくには、だれが何を行うのか実施体制を作り、役割や責任分担を明確にしておくことが必要です。

### < その他実践が望ましい項目 >

必須項目以外の活動についても評価しているか。

グリーン購入、実践的環境学習など

独自の評価項目を設けているか。

植樹活動（植樹本数など）各家庭での環境保全活動についても評価しているなど

環境行動計画の内容を父兄や地域の人々などに広く公表しているか。

学校新聞に掲載している、文化祭で発表会を開いているなど

目標ごとに実施状況を監視し、その記録を保存しているか。

活動内容の個人チェックシートの使用など